

## 令和7年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和7年8月26日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	1番 村田 弘行	2番 小菅 康子
	3番 山本 剛	4番 木下 伸一
	5番 津村 俊二	6番 山崎 敦志
	7番 橋 俊明	8番 石川 恵美
	9番 服部 嘉雄	10番 奥山文市郎
	11番 田中 陽介	12番 東郷 克己
	13番 岩井智恵子	14番 鈴木 市朗
	15番 山崎 有子	17番 荒川 泰宏
欠席議員	16番 稲垣 誠亮	

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本 直樹	教育長	北脇 泰久
病院事業管理者	前川 聰	政策調整部長	井狩 昭彦
政策調整部政策監	小池 秀明	総務部長	川尻 康治
市民部長	西村 拓巳	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	布施 篤志	環境経済部長	中塙 誠治
教育部長	田中 明美	政策調整部次長	松井 健作
総務部次長	井狩 勝	会計管理者	苗村 尚
総務課長	山本 定亮	代表監査委員	野崎 和弘
監査委員事務局長	西村 一嘉		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	辻 昭典	事務局次長	行俊 勉
書記	辻 拓	書記	船橋 潤子

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第51号から議第74号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めるについて (令和7年度野洲市一般会計補正予算(第3号)) 他23件)

### 提案理由説明

第4 決算特別委員会の設置及び委員の選任

## 市長提出議案

議第51号 専決処分につき承認を求めるについて (令和7年度野洲市一般会計補正予算(第3号))

議第52号 令和6年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について

議第53号 令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第54号 令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第55号 令和6年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第56号 令和6年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第57号 令和6年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第58号 令和6年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第59号 令和6年度野洲市水道事業会計決算の認定について

議第60号 令和6年度野洲市下水道事業会計決算の認定について

議第61号 令和6年度野洲市病院事業会計決算の認定について

議第62号 令和7年度野洲市一般会計補正予算(第4号)

議第63号 令和7年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議第64号 令和7年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議第65号 令和7年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議第66号 令和7年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）  
議第67号 令和7年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）  
議第68号 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
議第69号 野洲市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例  
議第70号 野洲市子どもの家条例の一部を改正する条例  
議第71号 和解について  
議第72号 令和6年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議第73号 令和6年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議第74号 令和6年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

開議 午前9時00分

#### 議事の経過

(開会)

○議長（山本 剛）（午前9時00分）皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年第4回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者に対し、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は16人であります。欠席議員1人、欠席議員は稻垣誠亮議員であります。

本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、第34期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表並びに第35期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、

健全化判断比率及び資金不足比率の報告が、それぞれ市長から提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長（山本 剛）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第14番、鈴木市朗議員、第15番、山崎有子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（山本 剛）　日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの31日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの31日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、タブレットに掲載の会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長（山本 剛）　日程第3、議第51号から議第74号まで「専決処分につき承認を求めるについて（令和7年度野洲市一般会計補正予算（第3号））他23件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（辻 昭典）　朗読いたします。

議第51号「専決処分につき承認を求めるについて（令和7年度野洲市一般会計補正予算（第3号））」、議第52号「令和6年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」他決算認定9件、議第62号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第4号）」他補正予算5件、議第68号「野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」他条例改正2件、議第71号「和解について」他その他の案件3件。

以上でございます。

○議長（山本 剛）　議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（櫻本直樹） 本日ここに、令和7年第4回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には多数出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議案としまして、令和7年度補正予算の専決処分1件、令和6年度決算の認定10件、令和7年度補正予算6件、条例の改正3件、その他4件の合計24件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議第51号「専決処分につき承認を求めるについて」ご説明申し上げます。

令和7年度野洲市一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出総額にそれぞれ5,595万4,000円を追加しました。

補正の内容は、総務費の定額減税補足給付金給付事業費において、当初対象者として見込んでいた定額減税補足給付金の給付対象者が4,000件から6,500件に増加したことから、コールセンター業務及び審査事務の委託や扶助費等を5,595万4,000円追加したものです。これらに係る歳入として地方創生臨時交付金を増額しています。

まず、議第52号から議第61号までの令和6年度各会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

議第52号、野洲市一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は272億9,702万3,510円、歳出決算額は265億8,545万4,492円で、歳入歳出差引額は7億1,156万9,018円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の8,674万6,000円を控除した実質収支額は6億2,482万3,018円となりました。

令和6年度の一般会計決算の特徴を申し上げますと、歳入では、令和5年度にあった繰入金の財政調整基金の取り崩しやまちづくり基金の繰入れの見直しがあったことにより、全体として大幅な歳入減となっています。

市税については、定額減税により個人市民税が減収となったものの、固定資産税は土地価格の上昇や事業者の設備投資が堅調であったことや法人税において大手企業は横ばいとなりましたが、その他の法人で増収となり、市税全体で増収となりました。

普通交付税は大幅に増加となりました。

また、寄附金については昨年度より減少となったものの、14億円を超えるまちづくり寄附金をいただきました。

歳出では、前年度に引き続き、地方創生臨時交付金活用事業により、低所得世帯への給付金や、子育て世帯の経済的支援などにポイントを置いた事業に取り組むとともに、拡充された福祉医療の扶助制度など、きめ細やかな施策を積極的に推進しました。

ハード面においては、「コミュニティセンターきたの」の大規模改修工事や、JR甲賀踏切の安全対策、中主小学校の大規模改修工事と図書館空調工事の完了や学校給食センター改修工事への着手などを執行したところです。

その結果、歳出の決算総額としては、前年度比で約18億円の大幅な減額となりました。

次に、議第53号、野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は45億3,713万4,253円、歳出決算額は45億1,608万305円で、歳入歳出差引額は2,105万3,948円となりました。

なお、歳出は保険給付費の減により、決算総額として前年度比で約2億2,589万円の減額になりました。

次に、議第54号、野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は8億5,310万9,477円、歳出決算額は8億2,930万4,727円で、歳入歳出差引額は2,380万4,750円となりました。

なお、決算剰余金のうち2,317万2,000円につきましては、令和7年度に繰り越して滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付すべき保険料相当額となっています。

続きまして、議第55号、野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は47億1,337万194円、歳出決算額は45億7,941万7,300円で、歳入歳出差引額は1億3,395万2,894円となりました。

なお、決算剰余金のうち6,038万6,566円につきましては、国庫支出金負担金等の精算及び一般会計への繰出しによる返還予定額となっています。

次に、議第56号、野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は8,378万7,392円、歳出決算額は8,159万7,533円で、歳入歳出差引額は218万9,859円となりました。

続きまして、議第57号、野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は3,494万4,964円、歳出決算額は3,488万8,300円で、歳入歳出差引額は5万6,664円となりました。

次に、議第58号、野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は1億509万3,228円、歳出決算額は1億509万1,048円で、歳入歳出差引額は2,180円となりました。

次に、議第59号、野洲市水道事業会計決算につきましては、まず、収益的収入及び支出ですが、収入決算額が10億3,487万3,408円に対し、支出決算額が10億3,

639万2,491円で、収支差引額は151万9,083円の赤字決算となりました。

独立採算制の趣旨に沿った運営合理化に努めていますが、物価上昇や給水収益の減少などの影響が大きく、赤字に転じています。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が4億3,042万7,198円に対し、支出決算額が7億5,226万8,782円で、不足額の3億2,184万1,584円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんをしたものです。

次に、議第60号、野洲市下水道事業会計決算につきましては、まず、収益的収入及び支出ですが、収入決算額が17億366万4,776円に対し、支出決算額が15億2,814万4,281円で、収支差引額は1億7,552万495円の黒字決算となりました。

水道事業と同様、独立採算制の趣旨に沿った運営合理化に努め、将来の更新需要に備えた堅実な経営によるものとみています。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が2億1,766万4,867円に対し、支出決算額が7億9,155万539円で、不足額の5億7,388万5,672円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんをしたものであります。

次に、議第61号、野洲市病院事業会計決算につきましては、まず、収益的収入及び支出ですが、収入決算額が30億5,808万6,723円に対し、支出決算額が37億2,118万2,064円で、収支差引額は6億6,309万5,341円の赤字決算となりました。

主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症関連補助金の廃止に伴う医業外収益の減、新病院を見据えた人員体制の整備に伴う給与費の増及び全国的な物価高騰に伴う経費の増等によるものです。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が9億5,352万317円に対し、支出決算額が13億9,866万9,388円で、不足額の4億4,514万9,071円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんをしたものであります。

次に、議第62号から議第67号までの令和7年度一般会計補正予算、特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、議第62号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出予算それぞれに8億8,204万6,000円を増額するものです。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、基金積立費について、令和6年度一般会計決算剰余金を地方財政法第7条第1項の規定に基づき2分の1以上、財政調整基金に積み立てるため、3億2,000万円を増額し、普通交付税の増額分等を公共施設等整備基金に積み立てるため、1億9,501万7,000円を増額し、税務管理費では固定資産税の償却資産の修正申告に伴い、5,634万6,000円を増額します。

民生費では、子育て世帯経済的支援商品券交付事業費として、地方創生臨時交付金を活用し、事業委託料等4,789万1,000円を計上します。

衛生費では、水道事業会計負担金等の水道管路耐震化事業として、充当率100%の交付税措置50%対象となる、上水道出資債が有利であると判断したため、9,320万円を計上します。

労働費では、シルバー人材センターの会議室の雨漏れの対応として、修繕料192万7,000円を計上します。

農林水産業費では、地方創生臨時交付金を活用し、農業振興対策事業費として、農業用燃油等高騰対策緊急支援事業費補助金等1,467万円を計上し、漁港管理費について、水産業燃油高騰対策緊急支援事業費補助金等15万1,000円を計上します。

商工費では、商工会補助事業費について、地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格高騰対策事業者補助金3,000万円を計上します。

土木費では、道路維持工事費として、市道辻町五之里線アンダーパス非常用発電機更新工事の設計の結果、電気機器の設置調整等に追加工事が必要となったため、工事請負費900万円を増額します。

消防費では、消防団活動費として、消防団車両のNHK受信料2万7,000円を計上します。

教育費では、海洋センター管理運営費について、中主B&G海洋センタープールを解体するため、設計委託料544万8,000円を計上します。

公債費では、長期債利子について、利率見直しによる金利の上昇により、市債利子806万4,000円を増額します。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

地方特例交付金において、減収補填特例交付金の決定により、108万円を増額します。

地方交付税については、普通交付税の算定結果に基づいて、2億5,650万2,000円を増額します。

国庫支出金については、地方創生臨時交付金として、8,697万2,000円を増額します。

繰入金については、令和6年度の特別会計への繰り出し金額の確定により、精算額として、国民健康保険事業特別会計から286万円、後期高齢者医療保険事業特別会計から63万2,000円、介護保険事業特別会計から3,160万2,000円などの繰入れを追加します。

市債については、水道管路耐震化事業として、上水道出資債の発行額について、9,320万円を計上します。

繰越金では、今回の補正に係る収支調整額として、3億4,288万4,000円を増額します。

債務負担行為では、おうみ自治体クラウド図書館システム再構築事業について、4,270万円を限度額として設定するものであります。

次に、議第63号「令和7年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算それぞれに5,012万2,000円を追加します。

補正の主な内容としましては、歳入では、令和6年度の決算剰余金のうち1,341万3,000円を収支調整額として追加する他、諸収入について令和6年度滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金の精算に伴う国保連合会からの返還金、2,814万8,000円を追加するものです。

歳出では、子ども・子育て支援金制度導入に伴う保険税のシステム改修費814万円を追加する他、令和6年度国民健康保険事業特別会計の決算剰余金を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てるため800万円を追加し、令和6年度の滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金精算に伴う普通交付金返還金など3,070万1,000円を追加するものです。

次に、議第64号「令和7年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算それぞれに2,999万4,000円を追加します。

主な補正の内容としましては、歳入では、令和6年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金として2,380万4,000円を増額します。

歳出では、子ども・子育て支援金制度導入に伴う保険料システム改修費 531万3,000円を追加し、令和6年度の出納整理期間中に収入いたしました保険料について、後期高齢者医療広域連合納付金で令和7年度に納付するための負担金を2,317万2,000円追加するものです。

次に、議第65号「令和7年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算それぞれに1億2,972万3,000円を追加します。

主な内容としましては、歳入では、令和6年度の地域支援事業費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金交付金において追加交付見込額として、64万1,000円を増額する他、繰越金において、令和6年度決算剰余金1億2,895万2,000円を増額するものです。

歳出では、令和6年度の介護給付費・地域支援事業費の確定に伴い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金に対し超過交付分を返還するため、諸支出金において返還金2,807万7,000円を、一般会計への繰出金を3,240万1,000円増額するものです。

また、基金積立金においては、繰越金を介護給付費準備基金積立金へ積み立てるため、6,924万5,000円を増額するものです。

次に、議第66号「令和7年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算それぞれに218万8,000円を追加します。

主な補正の内容としましては、令和6年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金として218万8,000円を増額し、歳出として、その同額を墓地公園整備管理基金積立金として増額するものです。

次に、議第67号「令和7年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、予算第4条の資本的収入の財源を更正するものであります。

補正の内容としましては、本年度より創設された配水管耐震化事業に係る一般会計出資金を増額し、企業債を減額するものであります。

議第68号「野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、また、国家公務員において仕事と育児、介護の両立支援の拡充が行われることを受け、本市職員においてもより柔軟な働き方を可能とするよう、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大など所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和7年10月1日から施行します。

議第69号「野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受け、「野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」にあっては、部分休業の取得方法の多様化及び拡大について、「野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」及び「野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」にあっては、給与の減額適用に係る勤務時間の表記を部分休業の拡大等に合わせたものにすることについて、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和7年10月1日から施行します。

議第70号「野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、児童福祉法で規定されている放課後健全育成事業として設置している野洲市こどもの家について、その名称及び位置を支援単位（クラス）ごとに定めていたものを、施設ごとに定めることとするよう改正を行うものです。

この改正に伴い、支援単位（クラス）ごとの規定については、規則で定めることに変更します。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第71号、令和3年（ワ）第504号建物収去土地明渡し等請求事件に係る和解について、ご説明申し上げます。

令和3年第3回定例会議第88号において、訴えの提起について可決を得た妙光寺地先の砂川廃川敷地跡不法占有に係る建物収去土地明渡し請求に関し、令和3年11月から係争中でした。

令和7年6月13日、大津地方裁判所から当該請求事件について、和解勧告が示されました。主な和解条項（案）として、本件土地については野洲市が所有していること、被告は本件土地を権原なく占有していること、被告は令和8年12月31日限り、本件建物を収去して土地を明け渡すこと、被告である居住者等は令和8年11月30日限り、本件建物から退去して本件土地を明け渡すこと、市はその余の請求を放棄すること、市と被告らは本和解条項に定めるものの他、債権債務がないことを相互に確認すること、訴訟費用は各自の負担とすることです。

市としては、本和解勧告に従うものとして地方自治法第96条第1項第12号の規定により、和解しようするために議案を提案するものであります。

議第72号「令和6年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和6年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金1億4,672万3,249円のうち、建設改良費に使用した2,134万6,899円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議第73号「令和6年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和6年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金4億4,766万2,629円のうち、企業債償還のため使用した2億円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議決を求めるものです。

議第74号「令和6年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明申し上げます。

本議案は、令和6年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金1億6,504万2,379円に、一般会計等への資産の所管換により生じた特別損失分に対応するため、建設改良積立金から1億3,885万2,000円を繰り入れるとともに、企業債償還のために使用した1億5,667万2,369円及び建設改良のために使用した9,079万1,325円の計2億4,746万3,694円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議決を求めるものです。

○議長（山本 剛） 次に、議第52号から議第61号までの決算認定について、代表監査委員の野崎和弘氏より、審査結果の報告を求めます。

野崎代表監査委員。

○代表監査委員（野崎和弘） 議員の皆様、おはようございます。代表監査委員の野崎です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、令和6年度野洲市一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算審査の概要につきまして、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、審査に付されました令和6年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について、その内

容を詳細に審査しましたところ、決算書及び附属書類並びに基金運用状況報告書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、いずれも予算に基づき適正に執行されているものと認めました。

一般会計では、市税においては前年度と比べ定額減税の影響を受けて個人市民税は減収でしたが、法人市民税、固定資産税が増収であったため、市税全体で約2,500万円の微増となりました。普通交付税の増加もあり財政調整基金の取り崩しもなく、黒字決算となっており、健全な財政運営であったといえます。

一方で、近年の社会保障関係費の増加、物価高騰、トランプリスクや世界各地での紛争等による世界情勢の先行き不安など、財政を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されます。一層の持続可能な行政運営が必要であり、改善のための不断の見直しが求められます。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率では、90.5%と前年度の94.9%から4.4ポイント減少したものの、80%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあるとされており、引き続き財政運営の硬直化や将来の財政負担に留意すべきものと考えられ、行財政改革の取り組みを継続的に進める必要があります。

こうしたことから行財政運営に当たっては、積極的なDX（デジタルトランスフォーメーション）・GX（グリーントランスフォーメーション）の推進、地域固有の資源を最大限活用した地域経済の活性化や行政サービスの維持・向上、子ども・子育て施策の強化などに積極的に取り組めるよう、市税の確実な収納はもとより、ふるさと納税における返礼品の拡大、文化・観光資源の活用など様々な形で新たな収入拡大による自主財源の安定的確保に注力いただくとともに、事業の選択と重点化を進め、めり張りのある財政構造への転換や公共施設等マネジメントの推進を図り、行政サービスを安定的に確保し、人々の当たり前の暮らしを支えていくとともに、希望に満ちた活力ある未来の実現に努力されることを期待します。

次に、地方公営企業法の規定に基づき、審査に付されました水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の決算並びに附属書類の内容を審査しました結果につきましては、ともに関係法令に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めました。

水道事業会計では、収益を上げるために特に有収率の向上を図ることが重要なことから、今後も漏水調査と対策を講じながら、計画的に老朽管の更新事業を進めることが必要であ

ります。また、経営の健全性を示す経常収支比率は、給水収益の減少、修理費の増加等による費用の増加により 97.17% となり、健全経営の水準とされる 100% を下回ったことから、長期的に安定した財政収支の均衡を図る対策が必要となってきたと考えます。常に企業としての経済性を認識し、さらなる経費の節減の均衡と収益の確保に努め、効率的な事業運営を推進し、市民に安心・安全・安定した水の供給に努められることを期待します。

下水道事業会計においては、不明水対策に積極的に取り組むとともに、費用面で管渠の長寿命化事業整備に多額の経費が見込まれる上、企業債の多額の償還が残っていることから、今後とも経費の節減と収益の確保に努め、効率的な事業運営を推進し、徹底した経営基盤の強化に努められることを期待します。

病院事業会計においては、経営面では、新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月に 5 類移行後、通常の医療提供体制にシフトさせていく対応の過渡期の中、経営合理化に努められましたが、国庫補助金の減少や職員給与費の増加、全国的な物価高騰の影響等から、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた損益は、約 6 億 7,000 万円の純損失となりました。新病院への円滑な業務移行のために事業収益の改善が急務であります。今後も医療環境や医療需要は目まぐるしく変化していくことが予想されますが、これらの変化に柔軟に対応できるよう、弾力的で効率的な経営を進められることを期待します。

新病院建設は本市の最重要課題であります。今後も丁寧な情報発信のもと、圏域内の医療機関や地域の医療機関などと連携、役割分担しながら、市民が必要とする医療を切れ目なく提供できるような新病院の早期開院に向けた取り組みを進められることを願うものであります。

最後に、8 月 5 日に実施いたしました令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について報告します。

結論から申し上げますと、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を満たしており、特に指摘すべき事項はありませんでした。

健全化判断比率では、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、全会計とも収支は実質黒字となっており、比率としては表れませんでした。

実質公債費比率は 7.1% で、昨年度の 7.6% より 0.5 ポイント低下し、早期健全化基準の 25% を下回っており、可としました。

将来負担比率は 29.1% で、昨年度の 33.8% から 4.7 ポイント低下し、早期健全

化基準の350%を下回っており、可としました。

また、資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計及び工業団地等整備事業特別会計とも資金不足は発生しておらず、可としました。

なお、詳細につきましては、お手元の「令和6年度野洲市一般会計・各特別会計及び基金運用状況並びに公営企業会計決算審査意見書並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書」に記載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、令和6年度野洲市一般会計・各特別会計及び基金運用状況並びに公営企業会計決算、並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の意見とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(日程第4)

○議長（山本 剛）　日程第4、決算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議第52号から議第61号までの議案の審査等を行うため、委員会条例第6条の規定により、15人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛）　ご異議なしと認めます。よって、議第52号から議第61号までの議案の審査等を行うため、15人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員及び本職を除く15人の議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛）　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議会選出監査委員及び本職を除く15人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、本会議散会後、委員長の互選を行っていただくため、決算特別委員会を招集いた

しますので、第1委員会室にご参考集願います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明8月27日から9月2日までの7日間は、議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。明8月27日から9月2日までの7日間は、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る9月3日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。（午前9時43分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和7年8月26日

野洲市議会議長 山本 剛

署名議員 鈴木市朗

署名議員 山崎有子